

区域指定の概要(平成26年2月24日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 ＜中央区東川崎町2丁目＞

1. 概要

中央区東川崎町2丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で六価クロム、水銀、鉛及びふっ素が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は工場内であり一般の人が立ち入る土地ではなく、また、アスファルト等で覆われており飛散等のおそれはなく土壤の直接摂取のおそれはないこと、周辺で地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、汚染土壤の掘削除去が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- 指定する区域 中央区東川崎町2丁目14番の一部（別図のとおり）
- 指定の区分 形質変更時要届出区域
- 指定年月日 平成26年2月24日
- 指定する特定有害物質
六価クロム化合物
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 指定の理由
土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

- 申請者（土地所有者） 川崎重工業株式会社
- 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要
 - 調査対象物質
地歴調査により汚染のおそれがあると判断された第一種特定有害物質6物質、第二種特定有害物質9物質、第三種特定有害物質1物質
 - 土地の地歴調査結果
調査対象地は旧湊川河口に位置し、明治38年に埋め立てが完了して以降昭和初期まで税関用地として使用された後、昭和10年代から造船所用地として使用され、現在にいたる。老朽化した工場の建て替えに伴い土壤を掘削する必要が生じ、自主的に調査を行なった。
調査対象地の一部において、特定有害物質を含む塗料の使用等の履歴が確認されたため、

汚染のおそれがある土地と判断された。

・ 土壌の測定結果

六価クロム化合物の溶出量で最大0.06mg/L(指定基準値0.05mg/Lの1.2倍)
水銀及びその化合物の溶出量で最大0.0018mg/L(指定基準値0.0005mg/Lの3.6倍)
鉛及びその化合物の溶出量で最大0.17mg/L(指定基準値0.01mg/Lの17倍)
鉛及びその化合物の含有量で最大1,400mg/kg(指定基準値150mg/kgの9.3倍)
ふっ素及びその化合物の溶出量で最大3.4mg/L(指定基準値0.8mg/Lの4.3倍)
その他の特定有害物質については全て指定基準適合

・ 土壌汚染の原因

事業活動によるものと考えられる。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された6,059.4平方メートル(68単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は工場内であり一般の人が立ち入る土地ではなく、また、アスファルト等で覆われており飛散等のおそれはなく汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地所有者は、基準不適合土壌の掘削除去を予定していることから、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で、金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。主に職業性の経気道暴露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。

水銀

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、乾電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

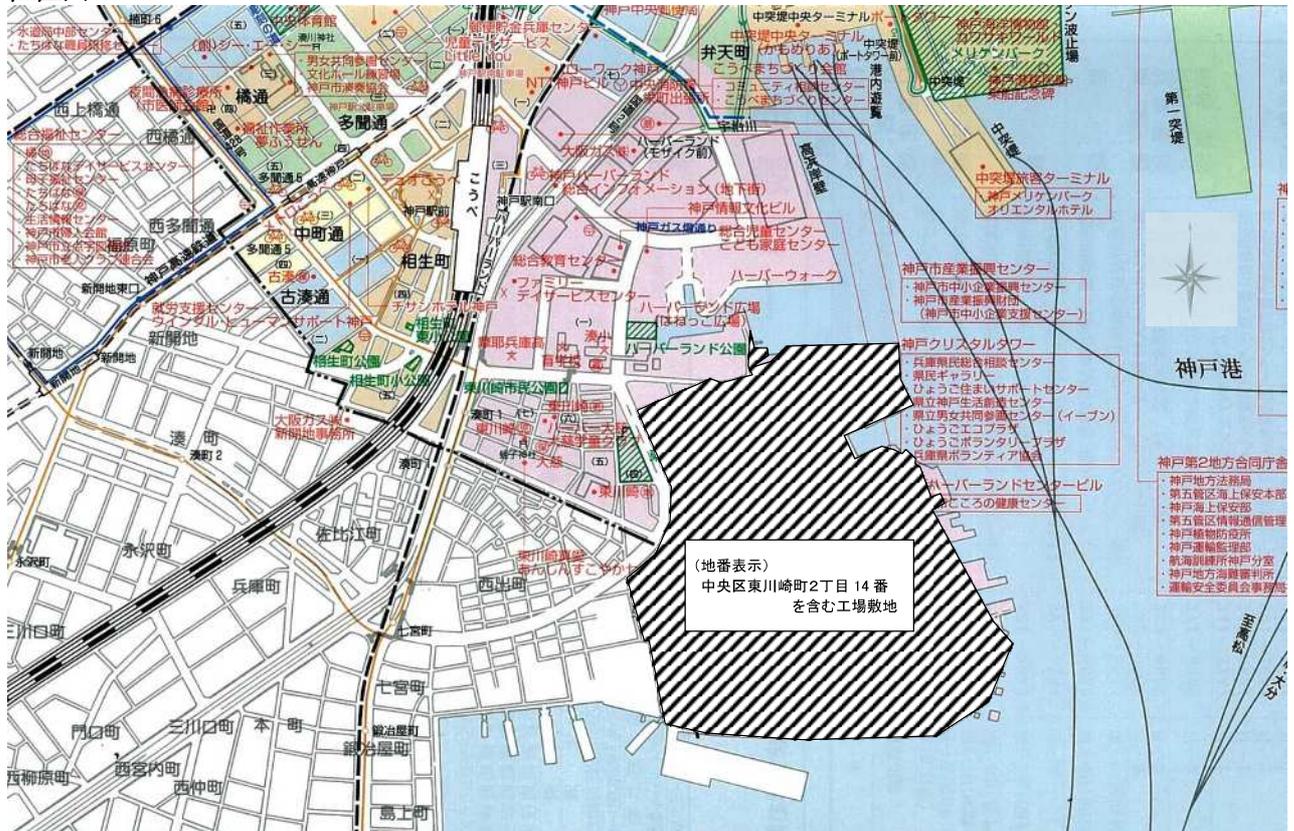
鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は 15~30 mg/kg を示し、一般的に、植物に対する毒性は 1,000 mg/kg 以下の土壌濃度では見られないといわれている。

ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はフッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やフュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあると報告されている。

位置図



指定区域図

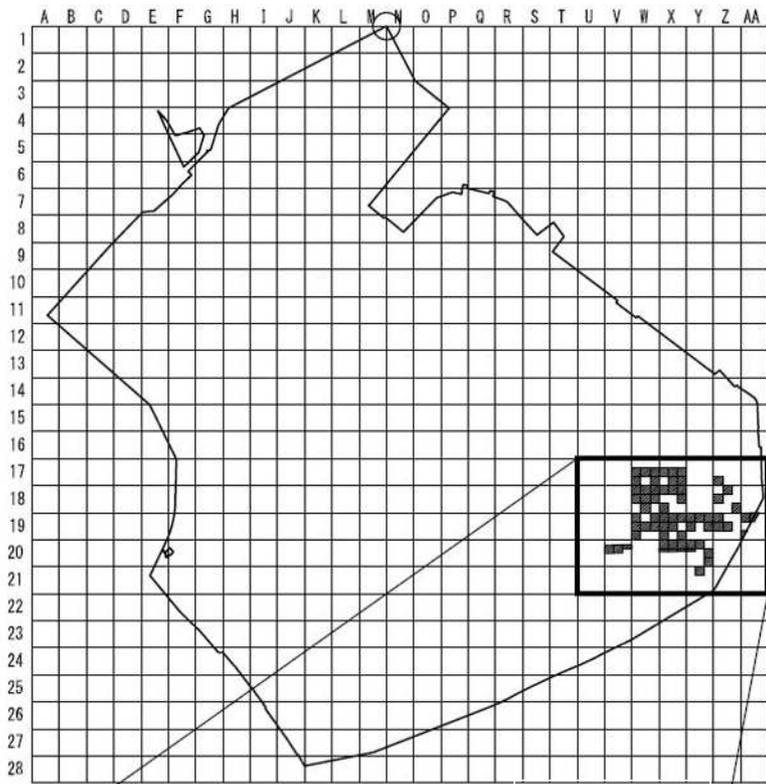
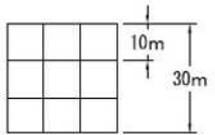


< 起点 >
 起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端(No.3126)地点とする。

< 格子の回転角度 >
 24° 12' 28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

- < 凡例 >
- 起点
 - 敷地境界線
 - 形質変更時要届出区域



30m格子図

